

<断熱窓をご申請する方は必ずご確認ください>

断熱窓の補助金交付申請に関するよくある質問

Q1 新築住宅や増築の窓は対象になりますか？

対象になりません。**既存住宅の断熱改修が対象**です。リフォーム等で窓の位置が変更になる場合については、別途ご相談ください。

Q2 集合住宅に住んでいますが、申請できますか？

対象要件を満たしていれば申請できます。

※窓ガラスや外窓等の交換は、区分所有法で共用部分と見なされている箇所の改修に当たりますので、管理規約等で個人による改修が認められていることを確認してください（設置工事について管理組合の承認が必要な場合にあつては、当該承認を得ていることが確認できる書類の提出が必要です）。なお、内窓の取付けは専用部分の改修にあたります。

※**管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は補助の対象とはなりません。**

Q3 複数の部屋を断熱改修したのですが、補助の対象になりますか？

2部屋以上を断熱改修工事した場合も補助対象になります。ただし、ルーバー窓や網戸を同時に設置した場合は、その設置費用は補助対象経費から差し引く必要があります。補助対象経費、対象外経費については下表をご確認ください。

	項目
補助対象経費	材料費、取付費、養生費、撤去費、清掃費、搬入費等
補助対象外経費	網戸、雨戸等の窓付属部材、諸経費、設計費、交通費、振込手数料等、断熱窓改修に直接関係しない工事に係る経費

Q4 1居室内の全ての窓を改修しなければなりませんか？

1居室全ての窓の改修が要件となります。

ただし、下記については断熱改修の対象から除外できます。

①窓と一体となった換気小窓（窓を閉めた状態で換気を行うことができる、窓に組み込まれた小窓であり、ガラスの面積が0.2㎡未満のもの）。

②天窓、ルーバー窓、間仕切壁の窓、および断熱化済みの窓で熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のもの（これらの窓についてはあわせて断熱改修した場合も補助対象とはなりません）。

※対象となる1居室に0.2㎡未満の窓がある場合、断熱改修しない場合であっても、設置図においてサイズ（縦、横の長さ）を記載してください。また、断熱改修済みの窓がある場合、設置図に記載してください。

Q5 居室とはどのような場所をいいますか？

建築基準法第2条4号に規定されている「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」のことです。

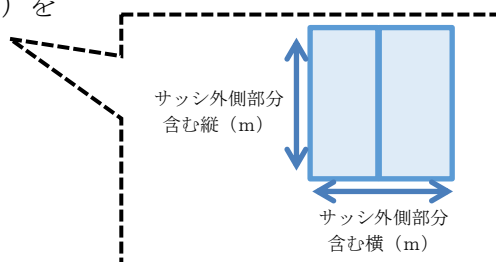
具体的には、リビング、ダイニング、台所、書斎又は寝室等を指します。

※**玄関、トイレ、浴室、洗面所、階段、廊下、納戸等は対象となりません。**

※本補助金では、1居室全ての窓を改修していただくことが要件となります。間仕切り壁・仕切り戸等のない一体化した1つの空間の範囲にある、面積0.2㎡以上の窓は全て断熱改修してください。

Q6 面積0.2㎡未満かどうか、どのように測ればいいですか？

サッシ外側の縦 (m) × サッシ外側の横 (m) = 面積 (㎡) を計算していただき、0.2㎡未満かどうかご確認ください。



Q7 熱貫流率はどうやって調べることができますか？

カタログ、仕様書、パンフレット等で確認してください。不明な場合は、メーカーにお問い合わせいただき、資料を入手してください。申請の際には、**熱貫流率がわかるパンフレット等の提出**をお願いいたします。

Q8 書類の提出について、注意事項はありますか？

設置した窓の位置や枚数等を確認しますので、施工する窓に通し番号を振る等、領収書及びその内訳書とパンフレット・写真・設置図の窓がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。

Q9 提出書類の写真について、注意事項はありますか？

以下の点にご留意ください。また、次ページ以降の「提出写真の良い例・悪い例」もご確認ください。

- ・必ず設置前と設置後の写真を撮影してください。設置前の写真が用意できない場合は申請を受け付けられませんのでご注意ください。
- ・設置したすべての窓を1か所ごとに撮影してください。
- ・設置前と設置後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置した窓全体を撮影してください（窓や窓枠が切れている写真は不可です）。
- ・カーテン、障子、雨戸等は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。

提出写真のよい例・悪い例

よい例



設置した窓（サッシ、ガラス）
全体が写っており、窓の状態が
明瞭に確認できる

カーテン、障子、雨戸等は外
し、障害となりうるもの（机、
棚、観葉植物等）は除いてある

設置前と設置後の写真が比較
できるように、周囲の様子も
写るようにして、同じ方向・
角度から撮影してある

悪い例



←窓枠や窓の形状等が確認できない
カーテン、レースカーテン、障子、ブライン
ド等が閉まっている、半開きになっているも
のは不可です。

窓の一部しか写っていない→
窓やサッシが見切れている、カーテン等で隠れ
ている部分があるものは不可です。窓枠を含め
た全体を撮ってください。





←複数の窓を遠くからまとめて撮っている
詳細が不明なので、窓ごとにはっきりわかる
ように撮ってください。

窓の前に障害物が写っている→
ドア、棚、観葉植物等が写らないように障害物
はどかし、窓全体が写るようにしてください。



←細部が不鮮明

逆光や暗くて不鮮明なもの（サッシが交換されたかどうか、二重窓になったのかなど、施工の有無が確認できない）は撮り直してください。

写真を加工している→
通常モード以外の特殊な設定で撮影しているもの、撮った写真に加工を施しているもの（色の
変更等）は不可です。

